

## 教職科目「道德教育の指導法」における人権教育実践 ーユニセフ「子どもの権利条約カード」を用いたアクティブ・ラーニングの試みー

内海崎 貴子

はじめに

近年、学校教育現場では、電子黒板やタブレット端末の利用などICTの活用が進むとともに、それらの機器を使用したアクティブ・ラーニングによる授業実践が展開されている。次期学習指導要領（2020年度完全実施）においても、教科学習の方法としてアクティブ・ラーニングの導入が明記されており、教員を志す学生にとっては、アクティブ・ラーニングのスキル獲得とその教育／学習効果への理解が喫緊の課題となっている。

また、中央教育審議会（以下、中教審と略記）の『これからの学校教育を担う教員の資質向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）』（平成27年12月21日）によれば、教員養成の課題として「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立った指導・学習環境の設計やICTを活用した指導など、さまざまな学習を展開する上で必要な指導力を身に付けることが必要である」<sup>1</sup>とされる。したがって、教員養成課程における学生の学習過程においても、ICTの活用とともにアクティブ・ラーニングの導入が必須となる。

一方、大学教育におけるアクティブ・ラーニングは、「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称」であり、そ

の目的は「学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る」こととされ、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習の他、グループ・ディスカッション、ディベート、グループワークが有効な方法とされる<sup>2</sup>。このような観点を踏まえ、本稿では、アクティブ・ラーニングを「課題の発見と解決に向けた学習者中心型の主体的・協働的な学習」<sup>3</sup>と定義し、その方法としてグループワークを採用する。

ところで、2015年3月、学習指導要領の一部改正が行われ、それまでの「道德の時間」が「特別の教科道德」（以下、道德科と表記）として「教科」になった。一般に、教育課程における「教科」には当該教科の「教科書」「担当教員」「評価」が必要であるから、今後は、道德科の内容を「教科」として十分に理解し、適切な指導を行える教員の養成が求められる。さらに、上述したように、教科学習の方法としてアクティブ・ラーニングの導入は必須であるから、道德科にも同様の学習方法が必要になる。したがって、教職課程の「道德教育」関連科目の学習においても、道德科の内容理解に加えて、学習／指導方法としてアクティブ・ラーニングのスキル獲得が重要な課題となる。

以上のような問題意識から、本稿では、教職課程科目「道德教育の指導法（中学校）」（以下、

「道徳教育の指導法」と略記)における人権教育実践を紹介し、教職課程における「道徳科」指導方法としてのアクティブ・ラーニングの可能性を探りたい。その際、教材としてユニセフ「子どもの権利条約カード」(以下、ユニセフカードと略記)を使用する。

なお、本稿で使用する資料は、中学校教職課程科目「道徳教育の指導法」の授業において履修学生から提出されたものであるが、中高教職課程科目「教職入門」「教育原理」、小学校教職課程科目「教職入門」の授業で提出された資料も参考として使用する。資料の使用については、授業中に学生にその趣旨・使用範囲等を説明し、許可を得ている。また、ユニセフ「子どもの権利条約カード」を使用することから、「児童の権利に関する条約」(文部科学省・法務省による表記)を「子どもの権利条約」と表記する。

## 1. 人権教育と道徳教育／道徳科

### (1) 学校教育における人権教育

人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」<sup>4</sup>であり、「生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施」<sup>5</sup>されている。人権教育は、「知識の共有、技術の伝達、および態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う」ことを目標としており、具体的には、①知識及び技術(人権及び人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身につけること)、②価値、姿勢および行動(価値を發展させ、人権擁護の姿勢および行動を強化すること)、③行動(人権を保護し促進する行動を

採ること)の3要素で構成されている<sup>6</sup>。

これを受けて文部科学省では、2008年「人権教育指導方法等のあり方について(第三次取りまとめ)」を作成し、学校教育における人権教育の改善・充実を図っている。そこでは、人権教育を通じて育てたい資質・能力として知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面を挙げ、特に、学校教育においては人権尊重の理念、すなわち、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権についても正しく相互に尊重しあうこと」が重視されている。学校における人権教育の目標は、「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともにほかの人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」である。<sup>7</sup>

『平成28年版人権教育・啓発白書』によると、学校教育では、「人権教育研究推進事業」や「人権教育に関する指導方法等に課する調査研究」等の実施により、人権教育が推進されている。また、2010年度からは「人権教育担当指導主事連絡協議会」において、「子どもの権利条約」についての周知も図られている。さらに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むために「健全育成のための体験活動推進事業」が実施され、地域や学校における奉仕活動・体験活動を通じた人権教育が推進されている。特に、教員の資質能力向上を目的とした教員研修においては、人権教育に関する内容を含めることにより、

人権尊重の意識を高める取り組みが行われている。<sup>8</sup>

学校教育の領域では、従来から、学習指導要領の「道德」において差別や偏見の排除、公正・公平、法や決まりの遵守、自他の権利の尊重が指導内容として示され、道德教育が人権教育の一端を担っていた。さらに、小中学校の教育課程に道德科が設置されたことに伴い、いっそう道德教育・人権教育の充実化が図られている。このように、学校教育における人権教育は家庭や地域との連携を含め、学校教育全体を通して行われており、道德教育／道德科がその中心的な役割を担っているといえる。

## (2) 道德教育と道德科の指導法

『中学校学習指導要領解説総則編（抄）平成27年7月』（文部科学省、以下「総則」と略記）によれば、学校教育における道德教育は学校の教育活動全体を通じて行うものとされ、従前と変わらない。最も大きな変化は、教育課程上特設であった「道德の時間」が「教科」に格上げされた点である。「総則」では、「道德教育は人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるもの」とされ、道德科は道德性を養うことをめざし、教育活動全体で行われる道德教育の中核的な役割を果たすとされる。このような道德教育の方針は、特設道德の時間とほぼ同じである。<sup>9</sup>

道德科の内容項目は、A主として自分自身に関すること、B主として人とのかかわりに関すること、C主として集団や社会とのかかわりに関すること、D主として生命や自然、崇高なものとのかかわりに関することの4つの視点か

ら構成されており、CとDの順序が入れ替わったことを除けば、特設道德の内容項目構成の視点と同じである。内容項目に関しての変更点は、①いじめ問題への対応や発達段階を踏まえて内容が体系的に示されたこと、②取り扱うべき内容を端的に表すキーワードが内容項目ごとに設定されたことであろう。<sup>10</sup>

一方で、道德の教科化は、「答えが一つではない道德的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題ととらえ、向き合う『考え、議論する道德』への転換を図る」ことを目的としており、道德教育の質的転換を意味する。「考え、議論する道德」の目標は、「様々な事象を、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める」ことであり、それは、道德科における「深い学びの」鍵となる「見方・考え方」を示している。「考え、議論する道德」の実現が「主体的・対話的で深い学び」を実現することになるのである。<sup>11</sup>

このようなことから、道德科の指導／学習方法として重視されるのは、「育成すべき資質・能力を育むための課題発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）」である。次期学習指導要領で求められる「新しい時代に必要となる資質・能力の育成に向けた教育課程の構造化」において指摘されている通り、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」とともに、道德科においても「どのように学ぶか」という学習方法が重要なのである。それは、「児童生徒の発達段階等を考慮し、興味や問題意識を持つことができるような身近な社会的課

題を取り上げること、問題解決的な学習を通して一人一人が考えたことや感じたことを振り返る活動を取り入れること」<sup>12</sup>などの学習方法である。

さらに、中教審教育課程企画特別部会の「論点整理」によれば、これまでの「生きる力」に基づくカリキュラム構造の再構築の方向性が示されており、そこでは、「豊かな心」をベースに「確かな学力」と「健やかな体」とを組み合わせることによって子どもの資質・能力を形成するカリキュラムが求められている。例えばそれは、地球環境問題を考える際に、子どもが科学的知識（理科）や数学的思考（算数・数学）だけでなく、道徳的価値や社会のあり方という視点からも課題解決に向き合えるようなカリキュラムであるという。そのようなカリキュラムにおいて、道徳教育の要としての道徳科は、従前のカリキュラムでは実質的に関連付けられてこなかった理科や算数・数学の授業との双方向性を確保することにより、「豊かな心」の形成に重要な役割を果たすことになる。<sup>13</sup>

以上述べたように、今後、道徳科では「主体的・対話的で深い学び」を実現できるような能動的（アクティブ）な指導／学習方法が必須となる。したがって、大学教職課程においても、学生が道徳科のアクティブ・ラーニングの指導方法を学ぶだけでなく、科目の学習過程にもアクティブ・ラーニングを組み込む必要があると考えられる。

## 2. ユニセフ「子どもの権利条約カード」の活用

### (1) 子どもの権利条約とユニセフカード

「子どもの権利条約」(54条項)は、1989年

11月20日、子どもの基本的人権を国際的に保障するために国際連合（第44回総会）で採択され、1990年に発効した。日本は1994年に批准している。

ユニセフ（UNICEF：国連児童基金）は、国連人権委員会において「子どもの権利条約」の草案作りに携わった後、同条約（第45条）に基づき、条約の内容の実施に関する助言や検討などの専門的な役割を担っている。現在、ユニセフは、同条約の執行状況を確認し参加国に助言を与える「子どもの権利委員会」のメンバーであり、世界150以上の国と地域で実施する支援活動や先進各国でのアドボカシー活動などを通して、条約にうたわれている権利の実現を目指している。<sup>14</sup>

また、日本ユニセフ協会では、「子どもの権利条約」（第1条～第40条）をイラスト付きで要約したカードブック（対象は小学校高学年以上）を作成している。このカードブックは、「子どもの権利条約」を理解するための学習教材・資料であり、切り離すと条項ごとのカードになる<sup>15</sup>。本稿で使用したユニセフカードは、このカードブックからカードを切り離し、パウチ加工した教材である。各カードの裏面には条約の原文（政府公式訳）が印刷されており、人権教育の資料や学習教材としても有効である。

以下、ユニセフカードブックに記述された子どもの権利条約についてまとめておく<sup>16</sup>。というのも、後述する人権教育実践のワークにおいて、学生は、「子どもの権利条約」の趣旨・内容・構造をユニセフカードから読み取り、課題解決に取り組むからである。

ユニセフカードでは、「子どもの権利条約」

の特徴として次の2点を挙げている。

- ① 人権の主体として「子ども」を捉えること。  
すなわち、子どもは、大人から管理される対象ではなく、独立した人格を持つ権利の主体であり、大人と同じ人間としての価値を持つ存在である。
- ② 発達する存在として「子ども」を捉えること。  
すなわち、子どもは、心身の発達過程にあることから保護される存在であり、親や大人により支援と援助が必要な存在である。  
これらは、これまで保護や管理の対象であった子どもを「独立した権利主体」として捉えるという、子ども観の転換に基づく人権の考え方であると同時に、子どもは発達する存在であるという保護の観点からの人権保障を求めるものである。

条約は「子どもの最善の利益」（第3条）を尊重することをその趣旨としており、次の4つのカテゴリで構成されている。<sup>17</sup>

- ① 生きる権利：第6条「生きる権利・育つ権利」などの予防できる病気などで、命を失わない（奪われない）という権利や、第24条「健康・医療への権利」などの病気やけがをしたら治療を受けられるという権利
- ② 育つ（発達する）権利：第28条「教育を受ける権利」第31条「休み、遊ぶ権利」などの教育を受け、休んだり遊んだりできるという権利や、第14条「思想・良心・宗教の自由」等の考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができるという権利
- ③ 守られる（保護される）権利：第19条「虐待・放任からの保護」第34条「性的搾取からの保護」などのあらゆる種類の虐待や搾取

などから守られるという権利や、第23条「障害のある子ども」第30条「少数民族・先住民の子ども」などの障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られるという権利

- ④ 参加する権利：第12条「意見を表す権利」第13条「表現の自由」第15条「結社・集会の自由」第17条「適切な情報の入手」などの自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできるという権利

以上のように、「子どもの権利条約」の趣旨・内容・構造が過不足なくまとめられたユニセフカードは、優れた人権教育の学習教材である。カードブックにも、ユニセフカードの活用方法が3タイプ掲載されている。本稿では、筆者が考案したユニセフカードの活用による教職課程科目での人権教育実践を紹介する。

## (2) ユニセフカードを活用した授業実践

筆者はこれまで、いくつかの教職課程科目等において、ユニセフカードを使用した授業実践を行ってきた。本節では、まず、道徳教育関連科目以外での授業実践結果を紹介する。なお、表中の下線部と太字で示した条項は、後述する授業「道徳教育の指導法」実践報告と関連する部分である。参照されたい。

### 1) 中高教職課程科目「教職入門」

「教職入門」は教員をめざす学生が最初に履修する科目である。そのため、多くの学生は教職の視点から「子どもの権利条約」を考えたことがない。そこで、「教職入門」の授業では、条約の趣旨や内容を知ることが目的としたワー

クを行っている。その指導・学習方法（グループワーク）とワークの結果（表）は次の通りである。

【実施方法】

- ・ 目的：子どもの権利条約の趣旨、内容を理解する。
- ・ 準備：学生は4人（3名でも可）のグループを作り、作業できるように机を並べ、各グループにユニセフカード1組、A3サイズの白紙1枚を配布する。
- ・ 進め方：メンバーで分担してユニセフカードを読み、各自残したい条文を5つ選択し、その理由を考える。その後、メンバー全員で選択したカードの条文と選択理由を報告し、グループとして最も残したい条文1つ、他に残したい条文5つとその理由を考える。
- ・ プレゼンテーション：A3サイズの白紙の中心に最も残したい条文、その周辺に他に残したい条文5つを書き、クラス全体に報告する。

【ワークの結果】

【実践例1】

授業科目名：「教職入門（中・高）」

実施時期：2016. 11. 25（金）14：30～16：00

実施場所：K女子大学

履修学生：1年次13名3グループ

	最も残したい条文	選択理由	他に残したい条文
1	第39条：犠牲になった子どもを守る	「自然災害を起こさない」ということはできない。いつ戦争・紛争の火種が飛んでくるかわからない。	<b>第2条</b> 第30条 第31条 第9条 第40条
2	第19条：虐待・放任からの保護	今、日本で一番問題視されている。子どもを守るべき存在の親から、精神的・肉体的暴力を与えられることで、子どもに大きなトラウマを植え付けることになる。暴力を与えるということは、子どもの基本的人権を尊重していない。または、親が守る権利を放棄しているということである。子どもにとって生きる、育つ、守られる権利が侵害されるためこの条文を選んだ。	第39条 <b>第3条</b> 第38条 第32条 第35条
3	第7条：名前・国籍を持つ権利	社会保障や教育以前に、この権利を所有していないと生きることができない。この権利を所有したうえで、他の権利を持つことができると思ったから。	<b>第6条</b> <b>第2条</b> 第27条 第28条 第36条

※表中の太字は筆者による

授業「教職入門」でのワークの結果を見てみると、「子どもの権利条約」の趣旨（第3条）や差別の禁止（第2条）、条約を構成する4カテゴリーの中で重要と思われる生きる権利（第6条）が、「最も残したい条文」として選択されていないことがわかる。<sup>18</sup>履修した学生たちは初めて同条約の全文を読み、メンバーと意見交換しながら、最も残したい条文を選択した。グループのメンバーと協働しても、その作業だけでは同条約についての理解が深まるわけではない。したがって、ワーク終了後に行う同条約の趣旨・内容・構成についての学習は重要と思われる。

## 2) 中高教職課程科目「教育原理」

次に示すのは、授業「教育原理」でのワークの結果である。K女子大学教職課程では、原則として「教職入門」を履修した学生が「教育原理」を受講する。そのため、多くの学生は、すでにパワーポイント教材により「子どもの権利条約」について学習している。しかし、2016年度「教育原理」履修者にとってユニセフカードのワークは初めてである。ワークの実施方法は「教職入門」と同じであるが、最も残したい条文と他に残したい条文2つについて、各自その理由(本報告では割愛する)を記載してもらった。

### 【実践例2】

授業科目名：「教育原理」

実施時期：2016. 6. 17（金）16：10～17：50

実施場所：K女子大学

履修学生：2年次15名4グループ

	最も残したい条文	選択理由	他に残したい条文
1	第6条：生きる権利・育つ権利	この権利があるから子どもは生きていける。また、国がその援助をしてくれることで子どもらしく育ち、生きていくことができると思ったから。	第2条 第28条 第23条 第19条 第5条 第24条 第29条 第27条
2	第27条：生活水準の確保	生活水準を確保することによって、貧富の差別が減り、教育を受けられる。生きていくうえで健康を維持するために、最低限度の医療を受け、文化的な生活を営むことができる。適切な情報の入手（テレビ、本、新聞など）ができることにより、子ども自身の意見を主張できる。	第13条 第28条 第11条 第7条 第26条 第2条 第31条 第12条
3	第36条：あらゆる搾取からの保護	「子どもの幸せ」の広い意味を表していて、子どもの幸せは子どもの権利につながると思うから。	第24条 第14条 第29条 第3条 第28条 第23条 第2条 第39条

4	第 2 条：差別の禁止	自分で、生まれてくる国や性別は決めることはできないから。子どもは自分で身を守れない。選べないのに理不尽。	第 6 条 第 38 条 第 34 条 第 14 条 第 23 条 第 12 条 第 35 条
---	-------------	--	--

※表中の下線・太字は筆者による

授業「教育原理」でのワークの結果からわかることは、①最も残したい条文に差別の禁止(第 2 条)と生きる権利(第 6 条)が選択されていること、②選択理由に「子どもの人権」の視点(下線部)が見られることの 2 点である。しかしながら、条文選択理由の記述内容の中に、1 年次に学習した「子ども権利条約」の趣旨・理念・4 カテゴリーとの関連性が見られない。この点については今後、学習内容の科目間における相補性、順序性等についての分析・検討が必要であろう。

グループ討論し、提出する。ユニセフカードは第 10 回の「人権教育」の授業で使用する。

なお、成績評価の内訳は学習指導案の提出が 70%、「授業参観の記録」「リアクション・ペーパー(リアペ)」は各 2 回合計 4 回のうち 3 回以上提出で 30%となっている。

### 3. 「道徳教育の指導法」におけるユニセフカードの活用

#### (1) 2016 年度「道徳教育の指導法(中学校)」の授業概要

表は、2016 年度 K 女子大学教職課程科目「道徳教育の指導法」の授業計画である。本授業の目的は、道徳科の授業ができるようになることである。したがって、第 1 回から第 9 回までの授業は、学習指導案作成に向けての様々な知識・情報、スキル習得のための学習内容で構成されている。第 11 回から第 13 回は模擬授業ための準備と実施、授業分析と討論による学習指導案の再検討である。第 14 回の授業では学生は各自提出した学習指導案の再構成を行い、第 15 回の最終授業時に最終訂正版を持ち寄り、グ



【表】 道德教育の指導法：2016 年度授業計画（中学校）

回	月日	内容	備考
1	11.11	オリエンテーション	
2	9.23	道德と道德教育	グループワーク
3	9.30	学校教育における道德教育 ①学習指導要領「特別の教科道德」 ②道德教育の指導計画	「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道德編」使用
4	10.7	道德教育の歴史 「修身」～「社会科」～「道德の時間」～「特別の教科 道德」	
5	10.14	もし、私が道德を教えるとしたら ①学習指導案の作成－学習指導案とは何か ②指導案の書き方	「私たちの道德中学校」使用
6	10.28	③授業方法と教材選択の仕方 千葉県教育委員会道德教育映像教材「いつのまに・・・」と実践授業映像の視聴	「授業参観の記録」 グループワーク
7	11.4	様々な学習指導案と授業方法 学習指導案作成のための教材研究	リアペ①（11.11 提出）
8	11.11	道德の授業研究 DVD「NHK 道德ドキュメントモデル授業 ③人とつながる・いのちの大切さ」視聴	学習指導作成のための教材研究
9	11.18	道德性の発達	学習指導案提出
10	11.25	子どもの人権と教育 ユニセフカードを使用した人権教育	グループワーク リアペ②（12.2 提出）
11	12.2	模擬授業実施の準備 授業参観記録のとり方	指導案コメント
12	12.9	模擬授業の実施	「授業参観の記録」(12.16 提出)
13	12.16	「授業参観の記録」に基づいた授業分析と討論	グループワーク
14	1.13	作成した学習指導案を再検討しよう	グループワーク
15	1.20	道德の授業の可能性と限界を話し合おう	グループワーク

(2) 授業内でのユニセフカードによるグループワーク

K女子大学教職課程では教職に関する科目の履修順序が決まっており、「道德教育の指導法」は、原則として「教職入門」「教育原理」を履修した学生が受講している。そのため、学生は「子どもの権利条約」の趣旨、内容をすでに2回学んでいることになる。2016年度の履修学生は、「教職入門」でパワーポイント教材により条約の趣旨、概要を学習し、「教育原理」で子どもの人権尊重の視点からジェンダー問題を解決するワークを行っている。「道德教育の指

導法」では、これまでの学習内容を再確認するとともに、条約の構造への理解を深め、道德教育／道德科の授業に活用できる人権教育の学習方法の一つとして、ユニセフカードのワークを行った。すなわち、学生はユニセフカードのワークを体験することにより、自分が教員として実践できる道德科／人権教育の授業方法を学ぶことができる。

ユニセフカードを使用したグループワークは第10回の授業で実施した。実施方法とその結果は、以下の通りである。

【実施方法】

- ・ 目的：道德科／人権教育の学習方法を体験し、授業方法のスキルを獲得する。
- ・ 準備：学生は4人（3名でも可）のグループを作り、作業できるように机を並べ、各グループにユニセフカード1組、A3サイズの白紙1枚、「道德教育（人権）ワークシート」<sup>19</sup>（以下、人権シートと略記）を人数分+1枚を配布する。
- ・ 進め方：ユニセフカードを読み、各自、「子どもの人権」の視点から残したい条文を5つ選択し、その理由を考える。その後、メンバー全員で選択したカードの条文と選択理由を報告し、グループとして最も残したい条文1つ、他に残したい条文5つとその理由を考える。
- ・ プレゼンテーション：A3サイズの白紙の中心に最も残したい条文、その周辺に他に残したい条文5つを書き、クラス全体に報告する。
- ・ 振り返り作業：グループとして記入した人権シートを参考に、各自の人権シートを完成し、次週提出する。

【ワークの結果】

【実践例3】

授業科目名：「道德教育の指導法（中学校）」

実施時期：2016. 11. 25（金）16：10～17：40

実施場所：K女子大学

履修学生：3年次21名5グループ

	最も残したい条文	選択理由	他に残したい条文
1	第3条：子どもにもっともよいことを	子どもの権利条約の4つの柱である、生きる、守られる、育つ、参加するという点考えた時に、全ての子どものためにあるものであり、子どもを守るためにあるということがわかる。条文の中で、子どものためにということが基本的なものを柱として選んだため第3条になった。	第2条 第6条 第26条 第32条 第36条

2	<p><b>第2条</b>：差別の禁止</p> <p><u>「全ての子ども」という大きなくくりで、多くの子どもを対象としているから。</u>(貧困・障がいなども含まれる)子どもの思想や個性が多岐にわたってきているため(LGBT など)</p>	<p><b>第6条</b> 第17条 第26条 第28条 第36条</p>
3	<p>第28条：教育を受け る権利</p> <p><u>読み書き算数ができないと、将来ひとりの人間として生きていくことができない。</u>生活している空間についての基礎を理解できない。やっではいけないこと(暴力や犯罪など)を学ぶことができない。(公共の精神)協調性をはぐくむことができない。</p>	<p><b>第6条</b> 第12条 <b>第2条</b> 第7条 第27条</p>
4	<p><b>第6条</b>：生きる権利・ 育つ権利</p> <p><u>生きる権利はすべての根本であり、もとの権利であるため。</u>また、生きていなくては、どのような権利があったとしても、効果を発揮しない。子ども発達のためにも育つ権利も保障されていないといけなから。<u>自分の命を次の世代に受け継ぐためにも生きること、育つことが必要だから。</u></p>	<p><b>第3条</b> 第27条 第28条 第36条 第38条</p>
5	<p><b>第6条</b>：生きる権利・ 育つ権利</p> <p><u>子どもたちが生きる・育つことが一番大切だと考えたから。</u>この条約には、<u>全ての児童が生命に対する固有の権利を有することや生存・発達を可能な最大限の範囲において確保するとあり、子どもたちが生きるという基本的な権利があって、自由な思想や宗教の自由、表現の自由、さまざまな搾取(労働・差別)や虐待から守られることにつながると思ったから。</u></p>	<p><b>第2条</b> 第19条 <b>第3条</b> 第14条 第36条</p>

※表中の下線・太字は筆者による

### (3) ワークの結果から考えられること

以上まとめたようにワークの結果からわかることは、次の3点である。

- ① 各グループが最も残したいとして選択した条文は、子どもの権利条約の趣旨を端的に表している。
- ② 全てのグループが「子どもの人権」の視点から残したい5つの条文として、第2条(差別の禁止)、第3条(子どもの最善の利益)、第6条(生きる権利・育つ権利)のいずれかを挙げている。

- ③ 条文選択の理由が「すべての子どもの利益」=人権尊重の視点から説明されており、これまでの学習内容を踏まえたものである。(下線部参照)

これらの3点は、前節で紹介した道徳教育関連科目以外での授業実践結果と比べ、「道徳教育の指導法」におけるワークの特徴である。その背景には、履修した学生の「子どもの権利条約」の学習履歴があると思われる。そのことは、学生各自が提出した人権シートから推察できる。

例えば、1班ではグループとして最も残したい条文に第3条を選択したが、メンバーの一人の学生は、第6条を選択し、その理由を次のように述べている。

「全ての基礎になる条文だから。日本において生きること、育つことは困難なことではない。日本にとってのこの当たり前は、世界基準で見ると当たり前なことではない。子どもの権利条約は世界の子どものためにあることを考えると、世界の子どもたちが生きていくことを提示した第6条を残すべきだと考える。」

また、3班はグループとして第28条（教育を受ける権利）を選択したが、メンバーの一人の学生は、以下のようにグループとは異なる選択理由を述べている。

「子どもの権利の4つの柱、『生きる権利』『育つ権利』『守られる権利』『参加する権利』があり、その中で子どもが一人の人間として生きていくためには、社会に関する知識が必要であり、それをすべての人に平等にするには、教育を受ける権利が重要だと考えたから。」

さらに、4班はグループとして第6条を選択したが、個人としては第3条を選択した学生は、その理由を次のように述べている。

「子どもは社会的にも身体的にも弱い立場にあり、それにより虐げられることも多々ある。そんな状況にしないためにも、子どもにとってどんなことが最も良いことなのか考え、行動することがとても大切だと思う。そのような観点から考えれば、自然と生きる権利や差別をしてはいけない、子どもだからといって犠牲にすることもいけない、子どもを保護し

なければいけないということに結びついていく。また、この条項は子どもの権利であると同時に、大人に対しての義務を明確にしていると思う。」

これらの記述からわかるように、学生は、教職課程の履修を開始した1年次から、段階的に「子どもの権利条約」の学習を進めたことにより、同条約の趣旨や内容、構造を的確に判断し、ワークの結果にコミットできたのであろう。このことから、ユニセフカードを活用したグループワーク＝アクティブ・ラーニングは、道徳科／人権教育の指導方法として可能性があることが示唆される。

#### おわりに

本稿で述べてきたように、教職課程科目「道徳教育の指導法」におけるユニセフカードを教材とした人権教育実践は、道徳科に求められる「考え・議論する道徳」の指導方法（アクティブ・ラーニング）として有効であると思われる。

「特設道徳の時間」の授業は読み物教材の主人公の気持ちを読み取り、その「心情を理解する」ことを通して道徳的価値項目への理解につなげる指導が中心であった。今後は、道徳科の設置により、問題解決型・体験型の授業／学習指導が導入される。それは、「多様な価値観の、時には対立のある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢」の形成をめざした授業／学習指導方法である。そこでは、子どもたちに多面的・多角的な思考を促す教材や学習過程が求められるだけでなく、子どもたちの「考え・議論する」プロセスそのものの質を高めることが必要とな

る。<sup>20</sup>まさに、「子供たちがアクティブ・ラーナーとなるためには、教師自身が教職のプロとしてアクティブ・ラーナーになることが求められる」<sup>21</sup>のである。

最後に、今後の課題を挙げておきたい。まず、ユニセフカードを使用した人権教育のグループワークについて、授業内容との関連性を踏まえながら、教職課程科目以外の科目（共通教育科目や専門科目）での実践と比較することである。次に、学生一人一人の学習履歴（ポートフォリオ）との関わりから、教職課程科目における道德科の指導方法としての有効性について検討する必要がある。

---

## 【注】

<sup>1</sup> 中央教育審議会『これからの学校教育を担う教員の資質向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）』2015（平成27）年12月21日、p.16

<sup>2</sup> 川島啓二「アクティブ・ラーニングを問い直す－教員養成の観点から－」『2016年度関東地区教職課程研究連絡協議会研究大会配布資料』2016年、s.5。中央教育審議会大学分科会大学教育部会『予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ（審議まとめ）平成24年3月26日』資料編、2012年

<sup>3</sup> 高口努「アクティブ・ラーニングの先行事例」『平成27年3月26日教育課程企画特別部会資料4 資質・能力を育成する教育課程の在り方に関する研究』2015年、s.16

<sup>4</sup> 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年）第2条

<sup>5</sup> 法務省・文部科学省編『平成28年版人権教育・

啓発白書』2016年6月7日

<sup>6</sup> 国際連合「人権教育のための世界計画」（United Nations World Programme for Human Rights Education）2005年

<sup>7</sup> 文部科学省『人権教育の指導方法等のあり方について（第三次取りまとめ）』2008年

<sup>8</sup> 法務省・文部科学省編『平成28年版 人権教育・啓発白書』2016（平成28）年6月7日

<sup>9</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領解説 総則編（抄）平成27年7月』

<sup>10</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道德編 平成27年7月』

<sup>11</sup> 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて（報告）」2016（平成28）年8月26日

<sup>12</sup> 前掲10

<sup>13</sup> 詳細は、合田哲雄「これからの時代が求める資質・能力とは」高木展郎編『これからの時代に求められる資質・能力の育成－アクティブな学びを通して－』東洋館出版社、2016年、p.10、参照。

<sup>14</sup> [http://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig.html](http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html)（2017年1月6日アクセス）

<sup>15</sup> <http://www.unicef.or.jp/kodomo/nani/siryosibod.htm>（2017年1月6日アクセス）

<sup>16</sup> ユニセフ『子どもの権利条約カードブック－みんなで学ぼう、わたしたち、ほくたちの権利－』国際連合児童基金

<sup>17</sup> この条約に関わって、「子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーに関する子どもの権利条約の選択議定書」（2000年5月採択、2002年1月発効、日本2005年1月批准）、「武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利

条約の選択議定書」(2000年5月採択、2002年2月発効、日本2004年8月批准)「通報制度に関する選択議定書」(2011年12月採択、2014年4月発効)の3つの選択議定書が策定されている。

<sup>18</sup> 以下に、小学校教職課程でのワークの結果を示す。この科目履修者は、すでに「教育原理」で「子どもの人権」について学習している。したがって、「子どもの権利条約」の趣旨・理念を推察できたのであろう。その結果、最も残したい条文として第3条や第6条を選択したと思われる。

<sup>19</sup> 筆者が作成したワークシートである。記入項目は、グループメンバーの学生番号・氏名、①ユ

ニセフ子どもの権利条約カードのうち、最も残したい条文とその条文の選択理由、②最も残したい条文のほかに、道徳教育(人権教育)の視点から大事だと思った条文とタイトル(5つ)。

<sup>20</sup> 前掲 11

<sup>21</sup> 前掲、合田 pp.12-13

\*謝辞：本稿執筆に当たり、授業中に作成したグループワークの結果図、提出した人権ワークシートを資料として使用することを快諾してくれた履修学生の皆さんに感謝したい。

授業科目名：「教職入門(小学校)」

実施時期：2016. 11. 29(火) 14:30～16:00

実施場所：K女子大学

履修学生：1年次13名3グループ

	最も残したい条文	選択理由	他に残したい条文
1	第3条：子どもにもっともよいことを	子どもに関する権利がすべて含まれていると思うから。子どもへの愛を感じるから。	第2条 第6条 第19条 第28条 第40条
2	第6条：生きる権利・育つ権利	他の権利などを保障しても、まずはこの生きる権利・育つ権利がなければ、保障する意味がなくなるので、一番必要だと考えたから。	第2条 第3条 第8条 第38条 第39条
3	第6条：生きる権利・育つ権利	何事においても、生きることから始まるから。生きる <u>ことがすべての基本</u> 。	第8条 第19条 第24条 第28条 第36条

※表中の下線・太字は筆者による